

高知市が発注する建設工事における社会保険等未加入対策要領 新旧対照表

旧	新
<p>1 一次下請契約等からの社会保険等未加入建設業者の排除等</p> <p>高知市が発注する建設工事の入札公告、指名通知又は随意契約のための見積依頼を行うものにおいて、<b>工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額。以下同じ。）が、4,000万円以上（工事が建築一式工事の場合は6,000万円以上）となるものについては、</b>原則として建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいう。以下同じ。）のうち、次の（1）から（3）までに定める届出の義務がありながらそれを履行していない者（以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を一次下請業者（受注者が当該建設業者と直接下請契約を締結するもの）とすることを認めないものとし、これを建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）において定めるものとする。</p> <p><b>また、下請契約の請負代金の額が4,000万円未満（工事が建築一式工事の場合は6,000万円未満）となるもの（予定価格が130万円以下の工事を除く）についても、本要領「2 具体的手続（1）及び（2）」に基づき、受注者に対して社会保険等未加入建設業者の社会保険等への加入を要請するものとする。</b></p> <p>（1）～ 略</p> <p>2 具体的手続 （1）～（2）ア及びウ 略</p>	<p>1 一次下請契約等からの社会保険等未加入建設業者の排除等</p> <p>高知市が発注する建設工事の入札公告、指名通知又は随意契約のための見積依頼を行うもの（<b>予定価格が130万円を超えるもの。</b>）において、原則として建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいう。以下同じ。）のうち、次の（1）から（3）までに定める届出の義務がありながらそれを履行していない者（以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を一次下請業者（受注者が当該建設業者と直接下請契約を締結するもの）とすることを認めないものとし、これを建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）において定めるものとする。</p> <p>（1）～ 略</p> <p>2 具体的手続 （1）～（2）ア及びウ 略</p>

イ 高知市長は、様式1による報告を受けた場合には、受注者に対し、様式2により社会保険等未加入建設業者の社会保険等への加入を要請するものとする。なお、当該工事に係る下請契約の請負代金の合計額が契約書第7条の3第1項に規定する金額以上となることが想定される場合には、様式2の注意書き記載の文言を付し通知するものとする。

また、受注者は様式2により指定された期日までに、社会保険等未加入建設業者の社会保険等への加入が完了した場合、当該事実が確認できる書類を添付し、様式3により高知市長に報告するものとする。

### (3) 工事完成以降の対応

受注者から様式3の提出が、様式2により指定された期日までにない場合、契約課は工事が完成し、下請金額が確定した時点をもって、下請負人選定・下請施工通知書及び当該工事に係る請書等により当該工事に係る下請契約の請負代金の合計額を確認し、当該金額が契約書第7条の3第1項に規定する金額以上となったときは、以下の対応を行うものとするものとする。

ア～ウ (略)

イ 高知市長は、様式1による報告を受けた場合には、受注者に対し、様式2により社会保険等未加入建設業者の社会保険等への加入を要請するものとする。

また、受注者は様式2により指定された期日までに、社会保険等未加入建設業者の社会保険等への加入が完了した場合、当該事実が確認できる書類を添付し、様式3により高知市長に報告するものとする。

### (3) 工事完成以降の対応

受注者から様式3の提出が、様式2により指定された期日までにない場合、契約課は工事が完成した時点をもって、以下の対応を行うものとするものとする。

ア～ウ (略)